

○大子町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例

平成27年9月18日

条例第18号

改正 平成28年9月27日条例第22号

平成28年12月22日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項に基づく個人番号の利用及び法第19条第9号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 法第2条第3項に規定する個人情報をいう。
- (2) 個人番号 法第2条第5項に規定する個人番号をいう。
- (3) 特定個人情報 法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。
- (4) 特定個人情報ファイル 法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。
- (5) 個人番号利用事務実施者 法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。
- (6) 情報提供ネットワークシステム 法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。

(町の責務)

第3条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用に係る事務)

第4条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1のとおりとし、同表の左欄に掲げる機関は、同表の右欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- 2 別表第2の左欄に掲げる機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該機関が保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 3 町長又は大子町教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りでない。
- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（特定個人情報の提供）

第5条 法第19条第9号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。

- 2 前項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規程の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

(平 2 8 条 例 2 2 ・ 平 2 8 条 例 3 0 ・ 一 部 改 正)

機 関	事 務
1 町長	大子町医療福祉費支給に関する条例（昭和 5 1 年大子町条例第 4 5 号）による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 町長	大子町緊急通報システム事業実施要綱（平成 5 年大子町訓令第 2 号）による機器等の貸与又は給付に係る費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの
3 町長	大子町町営住宅及び特定町営住宅条例（平成 9 年大子町条例第 2 1 号）による家賃の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの
4 町長	大子町在宅介護慰労金支給要綱（平成 1 2 年大子町告示第 4 0 号）による慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの
5 教育委員会	大子町就学援助規則（平成 1 9 年大子町教育委員会規則第 8 号）による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの
6 町長	大子町子育て支援住宅条例（平成 2 0 年大子町条例第 4 0 号）による家賃の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの
7 教育委員会	大子町特別支援教育就学奨励費支給規則（平成 2 8 年大子町教育委員会規則第 6 号）による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
8 町長	大子町国民健康保険脳ドック健康診査費助成金交付要綱（平成 2 2 年大子町告示第 1 5 号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
9 町長	大子町国民健康保険特定健康診査実施要綱（平成 2 2 年大子町告示第 1 6 号）による受診券の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 0 町長	大子町後期高齢者医療脳ドック健康診査費助成金交付要綱（平成 2 2 年大子町告示第 3 5 号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 1 町長	大子町木造住宅建設助成金交付要綱（平成 2 4 年大子町告示第 2 1 号）

	による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 2 町長	大子町子育て世帯住宅建設助成金交付要綱（平成24年大子町告示第21—2号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 3 町長	大子町高齢者等住宅用火災警報器配置事業実施要綱（平成24年大子町告示第37—3号）による住宅用火災警報器の給付に関する事務であって規則で定めるもの
1 4 町長	大子町不妊治療費助成事業実施要綱（平成24年大子町告示第56号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 5 町長	大子町災害時要援護者登録制度実施要綱（平成24年大子町告示第62号）による災害時要援護者の登録に関する事務であって規則で定めるもの
1 6 町長	大子町タクシー利用助成事業実施要綱（平成26年大子町告示第8号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 7 町長	大子町国民健康保険人間ドック健康診査費助成金交付要綱（平成26年大子町告示第9号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 8 町長	大子町後期高齢者医療人間ドック健康診査費助成金交付要綱（平成26年大子町告示第10号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
1 9 町長	大子町住宅リフォーム助成金交付要綱（平成27年大子町告示第5号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 0 町長	大子町空き家利用促進補助金交付要綱（平成27年大子町告示第70号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 1 町長	大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱（平成27年大子町告示第75号）による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの
2 2 町長	大子町結婚新生活応援補助金交付要綱（平成28年大子町告示第29—2号）による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第4条関係）

（平28条例22・平28条例30・一部改正）

機関	事務	特定個人情報
1 町長	<p>大子町医療福祉費支給に関する条例による医療福祉費の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの</p>
2 町長	<p>大子町緊急通報システム事業実施要綱による機器等の貸与又は給付に係る費用の負担に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
3 町長	<p>大子町町営住宅及び特定町営住宅条例による家賃の決定，収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報であって規則で定めるもの</p>
4 町長	<p>大子町在宅介護慰労金支給要綱による慰労金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</p>	<p>地方税関係情報，介護保険法（平成9年法律第123号）による保険料の徴収に関する情報，同法第7条第1項に規定する要介護状態区分に関する情報（以下「要介護状態区分関係情報」という。），同法第8条第11項に規定する特定施設若しくは同条第20項に規定する地域密着型特定施設への入居に関する情報，同法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護の受給に関する情報，同法第8条第21項に規定する地域密着型介護老人福祉施</p>

		設若しくは同条第24項に規定する介護保険施設への入所に関する情報又は同法第8条第9項、同法第8条第10項、同法第8条第11項、同法第8条14項及び同法第8条第24項に規定する介護サービス等の利用期間に関する情報であって規則で定めるもの
5 町長	大子町子育て支援住宅条例による家賃の決定、収入の申告等又は家賃の減免若しくは徴収猶予に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
6 町長	大子町国民健康保険脳ドック健康診査費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
7 町長	大子町国民健康保険特定健康診査実施要綱による受診券の交付に関する事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による国民健康保険の被保険者の資格に関する情報又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による被保険者の資格に関する情報であって規則で定めるもの
8 町長	大子町後期高齢者医療脳ドック健康診査費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	高齢者の医療の確保に関する法律及び大子町後期高齢者医療に関する条例（平成20年大子町条例第1号）による保険料の徴収に関する情報（以下「後期高齢者医療保険徴収関係情報」という。）であって規則で定めるもの

9 町長	大子町木造住宅建設助成金 交付要綱による助成金の交 付に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の
10 町長	大子町子育て世帯住宅建設 助成金交付要綱による助成 金の交付に関する事務であ って規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の
11 町長	大子町高齢者等住宅用火災 警報器配置事業実施要綱に よる住宅用火災警報器の給 付に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の
12 町長	大子町不妊治療費助成事業 実施要綱による助成金の交 付に関する事務であって規 則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の
13 町長	大子町災害時要援護者登録 制度実施要綱による災害時 要援護者の登録に関する事 務であって規則で定めるも の	要介護状態区分関係情報，身体障害者福祉 法施行規則（昭和25年厚生省令第15 号）別表第5号に規定する身体障害者障害 程度等級に関する情報又は精神保健及び 精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25年政令第155号）第6条に規定する 障害等級に関する情報であって規則で定 めるもの
14 町長	大子町タクシー利用助成事 業実施要綱による助成券の 交付に関する事務であって 規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるも の

15 町長	大子町国民健康保険人間ドック健康診査費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
16 町長	大子町後期高齢者医療人間ドック健康診査費助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	後期高齢者医療保険徴収関係情報であって規則で定めるもの
17 町長	大子町住宅リフォーム助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
18 町長	大子町空き家利用促進補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条の規定による住民票の記載事項であって規則で定めるもの
19 町長	大子町定住促進教育ローン支援助成金交付要綱による助成金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
20 町長	大子町結婚新生活応援補助金交付要綱による補助金の交付に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

別表第3（第5条関係）

（平28条例22・一部改正）

情報照会機関	事務	情報提供機関	特定個人情報
--------	----	--------	--------

1 教育委員会	<p> 大子町就学援助規則による就学援助の支給に関する事務であって規則で定めるもの </p>	町長	<p> 地方税関係情報であって規則で定めるもの </p>
2 教育委員会	<p> 大子町特別支援教育就学奨励費支給規則による特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務であって規則で定めるもの </p>	町長	<p> 地方税関係情報であって規則で定めるもの </p>